第十一項第二号	第六十五条の八第五項	旧効力単体措置法第六十五条の八第五項
第十一項第三号	第六十五条の八第五項	旧効力単体措置法第六十五条の八第五項
	第六十五条の八第三項	旧効力単体措置法第六十五条の八第三項
	第三十九条の七第十項	旧効力単体措置法施行令第三十九条の七第十項

2　改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで（旧法第六十八条の七十八第一項の表の第十号に係る部分に限る。）の規定及び改正令附則第二十九条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧令第三十九条の百六の規定に基づく旧規則第二十二条の六十九第二項から第十項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第一号	法第六十五条の七第一項（法）	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第六十五条の七第一項（旧効力単体措置法
第二項第三号	施行令第三十九条の七第二十二項	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）附則第二十三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧効力単体措置法施行令」という。）第三十九条の七第二十二項
第五項	書類と	書類とし、当該譲渡資産が表の第十号の上欄に掲げる資産のうち漁業（水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。）の用に供されるものである場合には、当該譲渡資産につき当該連結親法人又はその連結子法人が平成二十九年四月一日前に漁船法第二十七条の規定により農林水産大臣に対して試験の依頼をした旨を明らかにする書類と
第七項第一号	法第六十五条の七第一項（法）	旧効力単体措置法第六十五条の七第一項（旧効力単体措置法
	法第六十五条の七第九項（法	旧効力単体措置法第六十五条の七第九項（旧効力単体措置法
第七項第三号	施行令	旧効力単体措置法施行令
	法第六十五条の七第十二項（法	旧効力単体措置法第六十五条の七第十二項（旧効力単体措置法

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第十六条　改正法附則第八十八条第十一項各号に掲げる者は、新法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、新規則第二十三条の九第四項、第二十四項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十七項（第八号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

2　改正法附則第八十八条第十一項の規定により新法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなされた改正法附則第八十八条第十一項第一号から第三号までに掲げる者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第八十六条第四項の規定の適用を受けた者を除く。）に対する新規則第二十三条の九第三十九項及び第四十六項の規定の適用については、同条第三十九項中「数に調整割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した数と」とあるのは「数と」と、同条第四十六項中「事項（第十一号に掲げる事項を除く。）と」とあるのは「事項（第十一号に掲げる事項を除く。）と」とする。

3　改正法附則第八十八条第十四項各号に掲げる者は、新法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、新規則第二十三条の十第五項において準用する新規則第二十三条の九第四項の規定並びに新規則第二十三条の十第二十三項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十五項（第八号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4　改正法附則第八十四項の規定により新法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなされた改正法附則第八十四項第一号から第三号までに掲げる者（平成二十五年改正法附則第八十六条第八項の規定の適用を受けた者を除く。）に対する新規則第二十三条の十第三十七項及び第四十二項の規定の適用については、同条第三十七項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、前条第三十九項中「数に調整割合（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合をいう。）を乗じて計算した数と」とあるのは「数と」と読み替えるものとする」と、同条第四十二項中「事項と」とあるのは「事項（第十一号に掲げる事項を除く。）と」とする。

5　改正法附則第八十八条第十七項各号に掲げる者は、新法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、新規則第二十三条の十二第二項において準用する新規則第二十三条の九第四項の規定並びに新規則第二十三条の十第二十三項（第三号に係る部分に限る。）及び第二十五項（第八号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

6　第四項の規定は、改正法附則第八十八条第十七項の規定により新法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた改正法附則第八十八条第十七項第一号から第三号までに掲げる者（平成二十五年改正法附則第八十六条第十二項の規定の適用を受けた者を除く。）に対する新規則第二十三条の十二第九項において準用する新規則第二十三条の十第三十七項及び第四十二項の規定の適用について準用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十七条　改正法附則第八十九条第四項に規定する被災者等（以下この条において「被災者等」という。）が同項又は改正法附則第八十九条第六項の規定に基づき登録免許税法（昭和四十二年政令第百四十五号）第三十一条第二項の請求をする場合には、登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）第三十一条第二項の請求書に、次の各号に掲げる被災者等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して提出しなければならない。この場合において、当該被災者等に係る同法第三十一条第二項及び第八項第四号の規定の適用については、これらの規定中「当該登記等を受けた日」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行の日」とする。

一　改正法附則第八十九条第四項の規定の適用を受けようとする被災者等　新規則第三十一条の八第一項に規定する書類及び当該被災者等が同条第二項各号に掲げる者である場合には当該各号に定める書類

二　改正法附則第八十九条第六項の規定の適用を受けようとする被災者等　新規則第三十一条の九各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類

（自動車重量税の特例に関する経過措置）

第十八条　施行日から平成二十九年四月三十日までの間における旧規則第四十条の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「並びに第四十条の六第三項及び第四項」とあるのは、「及び第四十条の七」とする。

2　施行日から平成二十九年四月三十日までの間における新規則第四十条の五第一項の規定の適用については、同項中「低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領」とあるのは、「低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」とする。

3　改正法附則第九十三条第六項の規定の適用がある場合における自動車重量税法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第六十六号）第五条の規定の適用については、同条第一号中「の使用者」とあるのは「について所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十三条第六項後段（自動車重量税の特例に関する経過措置）の規定により自動車検査証の交付等を受けた者とみなされた者」と、同条第五号中「前条第四号」とあるのは「前条第四号ハ」とする。

（国税質問検査章規則の一部改正）

第十九条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」の下に「第八十七条の六第十一項、」を加える。